

**別添
グリーン調達手引き**

日本特殊陶業株式会社

目次

| | |
|----------------------------------|-----------|
| グリーン調達目的 | 3 |
| お取引先様への依頼事項 | 3 |
| 環境マネジメントシステム（EMS）の構築..... | 4 |
| 化学物質管理 | 4 |
| 気候変動対応・CO2 削減 | 7 |
| 廃棄物削減・資源循環 | 7 |
| 水の効率的利用・水質保全..... | 8 |
| 生物多様性保全 | 9 |
| 【参考】 環境関連用語・法規制等の解説 | 10 |

グリーン調達目的

『グリーン調達』とは

Niterra グループでは、『グリーン調達』の取り組みを以下のように考えております。

- 環境負荷の少ない原材料・部品等を選定して調達すること
- 環境保全・サステナビリティの活動へ積極的に取り組んでいるお取引先様から優先的に調達すること

『CSR・サステナビリティ調達ガイドライン』に基づいた定期確認、本ガイドラインに記載された活動の実施状況、環境 VA の提案等によりお取引先様の活動を総合的に評価するほか、必要に応じて継続的な改善に向けたフォローを実施致します。

『グリーン調達』の目的

Niterra グループ環境方針に基づき、製品ライフサイクル全体を通じた環境負荷の低減、および生物多様性に関する指針に基づいた保全活動を推進しています。これらの実現には、環境へ配慮した資材やサービスを調達することが重要となります。

※生物多様性に関する指針の詳細につきましては、以下弊社ウェブサイトをご覧ください。

- 生物多様性の保全：<https://ngkntk.disclosure.site/ja/themes/173/>

上記『グリーン調達』の活動により、環境負荷の小さい製品を社会へ提供すること、またお取引先様とともにサプライチェーン全体で持続可能な社会の構築へ取り組むことが目的です。

お取引先様への依頼事項

各環境取り組みについて、活動の背景・目的、および弊社からの依頼事項を記載致します。お取引先様におかれましては、依頼内容に基づき弊社へのデータ提供・環境保全に向けた活動等へ取り組んでいただくようお願い致します。活動を進めるにあたり、弊社でできることがあればサポートさせていただきます。

| 活動項目 | 依頼事項 | 部品 (成形品) | 原材料 副資材 | 包装材 | 設備 治工具 |
|------------------------|---------------------------------|-------------|------------|-----|-----------|
| 環境マネジメントシステム (EMS) の構築 | 環境マネジメントシステム (EMS) 認証取得・運用 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 化学物質管理 | 禁止物質の管理・データ提供等 | ○※1 | ○※1 | ○※1 | ○※1 |
| 気候変動対応・CO2削減 | 省エネ・再エネ等の取り組みによるCO2排出量の削減 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | CO2排出量に関するデータ提供 | ○ | ○ | ○ | - |
| | 製品CO2算定 (カーボンフットプリント) に関するデータ提供 | ○ | ○ | - | - |
| 廃棄物削減・資源循環 | 廃棄物削減・3R促進 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | リサイクル材に関するデータ提供 | ○ | ○ | - | - |
| 水の効率的利用・水質保全 | 水の使用量削減 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 水質の保全 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 生物多様性保全 | 生物多様性保全に向けた活動 | ○ | ○ | ○ | ○ |

※1：各調達品に応じて管理基準・データ提供様式等が異なるため、詳細は【化学物質管理】を参照ください。

環境マネジメントシステム（EMS）の構築

背景・目的

環境保全・目標達成に向けた活動を進めるためには、環境マネジメントシステム（EMS）を構築し、継続的改善へ取り組むことが重要です。

お取引先様におかれましては、外部認証に基づく環境マネジメントシステム（EMS）を構築の上、環境保全に向けた取り組みを推進いただくようお願い致します。

依頼事項

①環境マネジメントシステム（EMS）認証取得・継続的な運用

- ISO14001（国際規格）、またはエコアクション 21（環境省の定める国内規格）に基づく環境マネジメントシステム（EMS）を構築し、第三者機関による認証を取得いただくようお願い致します。
また、既に取得済みのお取引先様におかれましても、引き続き仕組みの継続的改善へ取り組んでいただくようお願い致します。

化学物質管理

背景・目的

欧州 REACH 規制等をはじめ、国内・海外ともに化学物質に関する規制強化が益々加速しており、サプライチェーン体となった法規制遵守・環境負荷物質の適切な管理が求められています。

お取引様にて、弊社への納入品へ使用される化学物質を把握・管理できる体制を構築いただき、法規制・弊社管理基準（Niterra グループ 禁止物質リスト）に基づいた禁止物質非含有の徹底、化学物質に関する情報提供へのご対応をお願い致します。

依頼事項

①部品（成形品）②原材料・副資材 ③包装材 ④設備・治工具 のカテゴリ別に【管理基準】【情報伝達の方法】に関する依頼事項を以下に記載致します。また、取引開始・仕様変更・法規制の改訂・完成メーカーからの調査依頼など、必要なタイミングで弊社より含有化学物質に関する情報提供を都度依頼させていただきます。

①部品（成形品）

【管理基準】

- 『Niterra グループ 禁止物質リスト』にて指定した禁止物質が弊社への納入品へ含有されないよう管理をお願い致します。
* 弊社からの購買依頼品など、やむを得ず禁止物質が含有する場合は除く。
- 弊社各事業部門との製品購買仕様の中で、別途化学物質に関する管理基準を定めている品目に関しては、その管理内容も満たすようご対応ください。

【情報伝達の方法】

- 調査対象品につきましては、原則 IMDS での情報提供をお願い致します。また、IMDS に対応できない場合は、以下様式にてご対応ください。



- JAPIA シート
- chemSHERPA
- 弊社個別様式（環境負荷物質含有調査票、製品構成物質調査票、不使用宣言書、など）

- 法規制・弊社管理基準に違反する化学物質の含有が判明した場合は、速やかに弊社へその旨をご報告ください。また、法規制・管理物質リストの変更などに伴い、弊社へ提供いただいているデータ内容に変更が生じた場合は、最新版のデータを都度送信いただくようお願い致します。

②原材料・副資材

【管理基準】

- 『Niterrra グループ 禁止物質リスト』にて指定した禁止物質が弊社への納入品へ含有されないよう管理をお願い致します。
* 弊社からの購買依頼品など、やむを得ず禁止物質が含有する場合は除く。
- 弊社各事業部門との製品購買仕様の中で、別途化学物質に関する管理基準を定めている品目に関しては、その管理内容も満たすようご対応ください。

【情報伝達の方法】

- 調査対象品につきましては、原則 IMDS での情報提供をお願い致します。また、IMDS に対応できない場合は、以下様式にてご対応ください。



- JAPIA シート
- chemSHERPA
- 弊社個別様式（環境負荷物質含有調査票、製品構成物質調査票、不使用宣言書、など）

- 法規制・弊社管理基準に違反する化学物質の含有が判明した場合は、速やかに弊社へその旨をご報告ください。また、法規制・管理物質リストの変更などに伴い、弊社へ提供いただいているデータ内容に変更が生じた場合は、最新版のデータを都度送信いただくようお願い致します。
- 化学物質を適切に取り扱い、作業者の安全確保・環境汚染防止を促進するため、化学品・材料に関しては別途国内法規に基づいた SDS（安全データシート）を収集致します。初品納入時、また弊社からの依頼があった際には速やかに SDS の提出をお願い致します。

③包装材

【管理基準】

- 『Niterrra グループ 禁止物質リスト』にて指定した禁止物質が弊社への納入品へ含有されないよう管理をお願い致します。
* 弊社からの購買依頼品など、やむを得ず禁止物質が含有する場合は除く。
- 弊社各事業部門との製品購買仕様の中で、別途化学物質に関する管理基準を定めている品目に関しては、その管理内容も満たすようご対応ください。

【情報伝達の方法】

- 調査対象品につきましては、以下様式での情報提供をお願い致します。



- chemSHERPA
- 弊社個別様式（環境負荷物質含有調査票、製品構成物質調査票、不使用宣言書、など）

- 法規制・弊社管理基準に違反する化学物質の含有が判明した場合は、速やかに弊社へその旨をご報告ください。また、法規制・管理物質リストの変更などに伴い、弊社へ提供いただいているデータ内容に変更が生じた場合は、最新版のデータを都度送信いただくようお願い致します。

④設備・治工具

【管理基準】

- 『Niterra グループ 禁止物質リスト』にて指定した禁止物質のうち、石綿（アスベスト）、PCB、特定フロン類が弊社への納入品へ含有されないよう管理をお願い致します。

【情報伝達の方法】

- 必要に応じて禁止物質（石綿（アスベスト）・PCB・特定フロン類）の非含有に関する情報提供を依頼させていただきます。調査対象品につきまして、以下様式での情報提供をお願い致します。
 - 弊社個別様式（主に不使用宣言書など）

Niterra グループ 禁止物質リスト

日本国内・海外での化学物質法規制、および業界基準等に基づき、弊社納入品への含有を禁止・制限する物質を定め、『Niterra グループ 禁止物質リスト』にまとめています。

主に対象とする化学物質法規制・業界基準等を以下に記載致します。

【海外 法規制】

RoHS 指令：規制対象物質

ELV 指令：規制対象物質

POPs 条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）：附属書 A 廃絶物質

欧州 REACH：附属書 XVII 制限物質（規制用途に該当する場合）

※認可対象候補物質（SVHC：substances of very high concern）に関して、含有自体は禁止されておませんが、情報伝達を目的とした含有調査を必要に応じて実施致します。

【日本国内 法規制】

化審法（化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律）：第一種・第二種特定化学物質

労働安全衛生法：製造禁止物質

オゾン層保護法：オゾン層破壊物質（モントリオール議定書 附属書で定められた特定フロン類等）

【自動車業界基準】

GADSL（Global Automotive Declarable Substance List）：禁止物質（P 分類）

適宜リストをご確認いただき、弊社納入品に関して基準へ準拠いただくようお願い致します。

※『Niterra グループ 禁止物質リスト』につきましては、以下弊社ウェブサイトをご覧ください。

https://ngkntk.disclosure.site/resource/files/Niterra_prohibited_substance_list.xlsx

気候変動対応・CO2 削減

背景・目的

気候変動緩和に向け、温室効果ガス排出量を削減することは世界的な重要課題です。

Niterra グループでは、自社活動における CO2 排出量のみではなく、サプライチェーンでの CO2 排出量（スコープ 3 CO2 排出量）に関して、2030 年度までに基準年度比（2018 年度比）30%削減することを目標として掲げています。

お取引先様におかれましても、CO2 排出量削減に関する目標を設定いただくとともに、省エネ・再エネ等の取り組みによる CO2 削減活動を積極的に推進いただくようお願い致します。

依頼事項

①省エネ・再エネ等の取り組みによる CO2 排出量の削減

- CO2 排出量削減に関する自社目標を設定し、達成に向けた省エネ対策の実施・再エネ導入促進へ取り組んでいただくようお願い致します。

CO2 排出量削減に関する推進事例（参考）

<省エネ 6 つの着眼点：取り組み例>

- 1) ヤメル： 例) 工程集約等により稼働設備台数を削減する。
- 2) ナオス： 例) 配管や設備を定期的に調査し、エアリーク等不具合箇所を補修する。
- 3) トメル： 例) タイマー設定等により休日・祝日では不要な設備を停止させる。
- 4) サゲル： 例) 温度・圧力設定等を見直す、インバータで出力を制御する。
- 5) ヒロウ： 例) ボイラ・炉など熱利用設備から出る排熱を活用する。
- 6) カエル： 例) 最新の省エネ機器・設備へ更新する、設備を電動化する。

②CO2 排出量に関するデータ提供

- お取引先様におけるスコープ 1,2 CO2 排出量を把握するため、必要に応じてエネルギー使用量・CO2 排出量削減に関して調査させていただきます。（商社様は、製造メーカー様が調査対象）

③製品 CO2 算定（カーボンフットプリント）に関するデータ提供

- 弊社製品あたりの CO2 排出量算定・削減に向けた活動を推進するため、必要に応じて IMDS 等で使用材料等に関する詳細を調査させていただきます。

廃棄物削減・資源循環

背景・目的

貴金属・レアメタル等の限られた資源を効率的かつ循環的に利用することは、地球環境保護、および持続的な事業の発展へとつながります。

また近年対応が求められている循環経済(サーキュラーエコノミー)に関して、自動車業界では、欧州 ELV 指令により将来的なリサイクル材使用の必須化が提案されており、今後さらにサプライチェーン全体でリサイクル材の導入を求められることが予想されます。

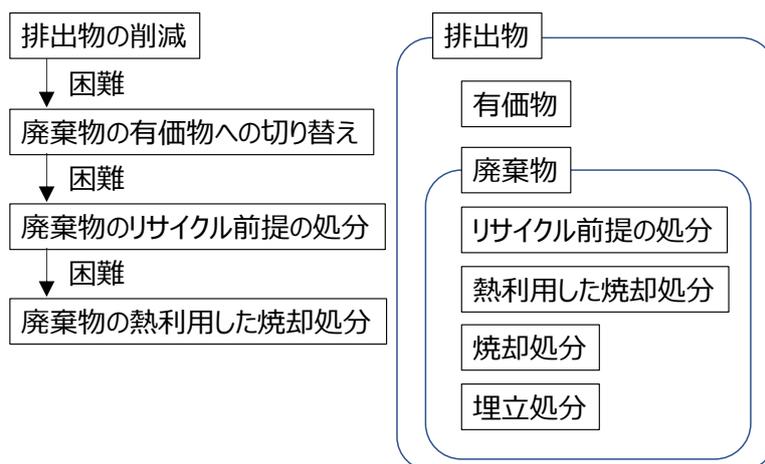
お取引様におかれましては、従来の 3R（リデュース・リユース・リサイクル）活動をはじめ、廃棄物削減、リサイクル材導入等へ取り組んでいただくようお願い致します。

依頼事項

①廃棄物削減・3R 促進

- 廃棄物削減、およびリサイクル率向上等に関する自社目標を設定し、達成に向けた活動へ取り組んでいただくようお願い致します。

<排出物削減に関する取り組み優先順位・排出物分類>



<廃棄物削減に関する推進事例（参考）>

- 1)不良品の削減
- 2)ペーパーレスによる紙の使用の削減
- 3)排出物の分類の徹底とリサイクルを行っている処分会社の選定

②リサイクル材に関するデータ提供

- 弊社に納入いただいている材料・部品等に関して、リサイクル材の使用有無、また使用有りの場合はその詳細（リサイクルの方法・割合等）を必要に応じて IMDS 等で調査させていただきます。

水の効率的利用・水質保全

背景・目的

人口増加・産業発展に伴う取水量の増加、また異常気象等の影響により、世界では渇水等による水関連リスクが社会的な問題となっています。上記のリスクが事業に与える影響を把握し、特に生産過程で多量に水を使用する業態では、持続可能な水の利用へ取り組むことが重要です。

お取引様におかれましては、節水等による水の効率的利用、また水質汚染の防止へ取り組んでいただくようお願い致します。

依頼事項

①水の使用量削減

- 水の使用量削減に関する自社目標を設定し、達成に向けた活動へ取り組んでいただくようお願い致します。

<水使用量の削減に関する推進事例（参考）>

- 1)めっき工程で洗浄水の工程内の再利用
- 2)トイレや洗面等の節水タイプへの更新
- 3)雨水の植物の散水への利用

②水質の保全

- 適切な排水処理を実施し、法令・条例等で定められた水質基準を遵守いただくようお願い致します。

生物多様性保全

背景・目的

自然環境中には動物・植物など様々な生態系が存在しており、それらの豊かな個性・つながりを生物多様性と呼びます。現在、事業活動に伴う気候変動、森林伐採等により、生物多様性の損失が世界中で問題視されており、この課題に向けた対応として、ネイチャーポジティブ（自然再興）の取り組みが求められています。

お取引様におかれましては、自社の事業活動（原材料調達・製造・廃棄 など）が環境中に与える影響へ配慮し、自然との共生化へ取り組んでいただくようお願い致します。

依頼事項

①生物多様性保全に向けた活動

- 地域社会とも協働し、環境負荷低減・生態系保護に向けた活動の実施をお願い致します。

<生物多様性保全に関する推進事例（参考）>

- 1)森林の保護
- 2)地域・事業所緑化活動
- 3)生物・植物由来の材料使用が少ない製品設計・原材料調達

【参考】環境関連用語・法規制等の解説

本手引き中に関連する環境用語、化学物質法規制等についての補足解説を以下に記載致します。

■ ISO14001

事業活動における環境への影響を持続的に改善する仕組みのあり方を定めた、環境マネジメントシステム（EMS）に関する国際統一規格です。ビジネスと環境保全を両立するための環境経営ツールとして、国際的に導入・運用がされています。

■ エコアクション 21

環境省が定めた環境マネジメントシステム（EMS）に関する第三者認証・登録制度です。ISO14001 と同様に環境経営の仕組み構築、継続的なパフォーマンス向上等を目的とし、日本国内で導入・運用がされています。

■ IMDS(International Material Data System)

自動車へ使用される部品・材料に関して、含有化学物質等の情報を収集・伝達するために用いられる、自動車業界・自動車部品業界の標準システムです。グローバルで各社が利用可能であり、企業登録を行えば Web 上でデータ入力・送受信が行えます。

IMDS サイト：

<https://public.mdsystem.com/ja/web/imds-public-pages/home>

■ JAPIA シート

日本自動車部品工業会（JAPIA）より提供されている、製品中の材料・含有化学物質等の情報を収集・伝達するための専用フォーマットです。帳票（Excel）へ情報を入力し、csv 形式でデータの送受信が行えます。

JAPIA サイト：

<https://www.japia.or.jp/work/kankyou/japiasheet/>

※JAPIA シートを利用するには専用のパスワードが必要となります。化学物質調査へご対応いただくにあたり、パスワードが不明な場合は弊社より別途共有致しますので、その旨お問合せください。

■ chemSHERPA

JAMP（アーティクルマネジメント推進協議会）より提供されている、製品中の材料・含有化学物質等の情報を収集・伝達するための専用フォーマットです。主に電気・電子業界等を中心に日本国内で利用されており、化学品（CI）・成形品（AI）別に専用のツールを用いてデータ入力・送受信が行えます。

chemSHERPA サイト：

<https://chemsherpa.net/>

■ SDS (Safety Data Sheet : 安全データシート)

化学物質の危険有害性等に関する情報を記載した文書です。化学品を譲渡・提供する場合は、各国の法規に基づいて SDS を発行、提供することが義務づけられています。

■ RoHS 指令 (Restriction of the Use of Certain Hazardous Substances)

電気電子機器への特定有害物質の使用を制限することを目的に EU で発行された指令であり、2011 年の改正以降、合計 10 種の有害化学物質に関して製品中への使用が規制されています。また、一部代替が困難な用途に関しては適用除外が設定されています。

■ ELV 指令 (End-of-Life Vehicle)

使用済みの自動車から発生する廃棄物を削減し、環境負荷を軽減することを目的に EU で発行された指令であり、車両（構成部品と材料も含む）を対象に合計 4 種の有害化学物質に関して製品中への使用が規制されています。RoHS 指令と同様、一部用途には適用除外が設定されており、また近年ではリサイクル材の導入促進に向けた改正が検討されています。

■ POPs 条約 (残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約)

環境中での残留性・毒性等が高く、長距離移動性が懸念される残留性有機汚染物質 (POPs : Persistent Organic Pollutants) の、製造および使用の廃絶・制限、排出の削減等について規定された条約です。条約を締結している加盟国は、規制対象の化学物質を各国内の法令で規制することになっており、日本では化審法 (化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律) に基づいた規制が行われています。

■ REACH 規則 (Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals)

化学物質の特性を確認し、人体・環境を保護すること、欧州化学産業の競争力を強化することを目的に EU で施行されている規則です。サプライチェーンの情報伝達、および化学物質規制対応としては、主に以下の実施が求められます。

認可 (Authorization)

- 認可対象物質について、認可がなければ EU 域内での使用や上市が規制される。
- 認可対象候補物質 (SVHC : substances of very high concern、または CL 物質と呼ばれます) が成形品中に 0.1wt% を超えて含有される場合には、川下企業に対してその情報提供が義務付けられる。

制限 (Restriction)

- 制限物質、および制限物質を含む成形品について、規制用途等の条件に合致する場合は上市・使用が制限される。

■ 化審法 (化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)

人の健康や環境に影響を及ぼすおそれのある化学物質に関して、製造・輸入・使用等を規制することを目的に制定された国内法です。第一種特定化学物質は、国内での製造・輸入の原則禁止、および使用の制限措置が講じられ、また POPs 条約で規制された物質は化審法の特定化学物質へと収載されます。

■ 労働安全衛生法

労働者の安全・健康の確保等を目的として制定された国内法です。労働者に重度の健康障害を生ずるもの、またその可能性があるものは製造禁止・許可物質として規制されています。

■ オゾン層保護法

オゾン層の保護を目的とし、モントリオール議定書にて規定されたオゾン層破壊物質 (特定フロン類等) について製造・輸入、および使用の制限措置を定めた国内法です。

■ GADSL (Global Automotive Declarable Substance List)

自動車業界、および自動車部品業界において、管理すべき製品含有化学物質が制定されたリストです。禁止物質 (P) ・要申告物質 (D) ・禁止または要申告物質 (D/P) の区分で物質が収載されており、IMDS および JAPIA シートでは GADSL が管理対象物質リストとして設定されています。

GADSL サイト :

<https://www.gadsl.org/>

■ Scope1,2,3 CO2 排出量

GHG プロトコル（温室効果ガス排出量を算定・報告する際の手順を定めた国際的な基準）が定めた、CO2 排出方法の区分です。

- Scope1：直接排出量のこと、燃料燃焼、工業プロセスなどによるものです。
- Scope2：間接排出量のこと、他社から供給された電気、熱・蒸気の使用などによるものです。
- Scope3：Scope 1、2 以外の排出量のこと、自社の事業活動に関連する事業者や、製品の使用者が間接的に排出するものです。

■ **カーボンフットプリント（CFP）**

対象とする製品について、原材料調達から廃棄に至るまでライフサイクル全体での CO2 排出量を算定・見える化する取り組みです。算定結果をもとに、特に CO2 排出の負荷が大きいプロセスの改善につなげることを目的に実施されています。

■ **循環経済/サーキュラーエコノミー**

廃棄されていた製品や原材料を新たな「資源」としてとらえ、廃棄物を出すことなく資源を循環させる経済の仕組みのことであり、持続可能な成長を実現するための新たな経済モデルとして世界で注目を集めています。

■ **3R（リデュース、リユース、リサイクル）**

廃棄物削減・資源循環に向けた 3 つの取り組みを指します。

- リデュース：廃棄物の排出を削減すること
- リユース：排出物を再使用すること
- リサイクル：排出物を資源・エネルギー源等へ有効利用すること

■ **リサイクル材**

使用済みの製品、製造工程から出る廃棄物を回収し、別の製品・原料等へ再利用できるよう処理した材料です。

■ **ネイチャーポジティブ（自然再興）**

自然生態系の損失を食い止め、回復させていくことを意味します。企業で出来る取り組みとしては、国際自然保護団体と協力して藻場などの海岸生態系を保護・復元する取り組みや、サプライヤーと協力して森林破壊などのリスクの高い地域から調達される原料を特定し、森林破壊を行わない制度の導入を要請するなどの取り組みが挙げられます。